

第6学年保護者の皆様

つくば市立秀峰筑波義務教育学校長 尾見 裕史
第6学年主任

令和7年度 第7学年 進級説明資料

進級に向けて（令和6年度7～9年生の学校生活のきまりから一部抜粋）

① 制服について

- ・白いワイシャツ
- ・学校指定のジャケット
- ・学校指定のズボンまたはスカート
- ・学校指定のネクタイまたはリボン

※ジャケット及びネクタイ・リボンについては、通年を通して気候や体感により着用を自己判断とする。

なお、式典関係及び、その他学校が指定する日に関しては、ジャケット及びネクタイ・リボンの着用を義務付ける。着用が必要な日に関しては、その都度学年や学級担任から生徒に連絡する。

※夏の暑い時期はクールビズ期間として、体操服の半袖、ハーフパンツで過ごすことを認める。なお、期間については学校で指定する。

※これまで指定していたA型やB型という型は、性別による制服差異を縮小したり、生徒が考えて判断・決定する機会を増やしたりするという考え方から令和6年11月15日付けで撤廃しております。

② 名札（学校側で注文）について

- ・学校指定の名札で学年ごとに色が決められている。（令和7年度：7学年・赤色）

③ 上履きについて

- ・学校指定の上履き（体育館兼用）を使用する。色は赤。
- ・名前は決められた位置に黒（油性）で書く。→右図参照



④ 下履きについて

- ・靴の色は自由とし、運動に適した靴であること。
- ・サンダル（クロックス等）、ブーツ、ハイカットは不可とする。

⑤ 体操服について

- ・学校指定のジャージ上下、半袖シャツ、ハーフパンツ。
- ・ジャージの名札はないので、内側に必ず記名する。
- ・半袖シャツには、名前を書く場所があるので、黒（油性）で直接記入する。

⑥ 靴下について

- ・足の甲まで見えるものは不可。
- ・部活動等安全上配慮が必要な場合は適切な丈のものを着用する。
- ・制服のスカートを着用の場合、冬季に限って、黒、紺のストッキングを着用してもよい。

⑦ その他の衣料品について

○ウインドブレーカー

- ・冬季の部活動、通学時に着用してもよい。

※部活動ごとに希望をとり、購入している場合もある。

○雨具

- ・自転車通学者は、雨天時に雨合羽・レインコート（白系・反射材つき）を着用する。

○セーター

- ・冬季、寒いときは制服の下に着用する。
- ・制服からはみ出さないサイズのセーターを着用する。
- ・セーターのみの生活は不可。
- ・色は、白、黒、紺、グレーとする。

○コートやハーフコート

- ・冬季の部活動、通学時に着用してもよい。

○かばん・バッグ

- ・特に指定なし。教科書を持ち運ぶためのバッグ。（紺、黒が多い）。
- ・個人ロッカー（縦：99.4cm 横：33.7cm 奥行き：45cm）に収納することができるもの。
- ・華美な装飾はせず、キーホルダー類を付けるときは、自分の目印程度のものを推奨する。
- ・安全上、自転車通学者で荷物が重い場合には、原則バッグを荷台にゴムひもで縛って通学することを原則とする。

【その他】

- ・部活動によっては、入部後、部活動で使用するバッグの購入希望を取る場合もある。

⑧ 頭髪や容姿について

男女ともに自然で学校生活に適した髪型とする。

〔共通事項〕

- ・前髪が目にかからないようにする。
- ・後ろ髪が制服等の襟にかからないようにする。
- ・髪が長い場合はゴムなどで結ぶ。
- ・パーマ、カラーリング、脱色等は厳禁。
- ・髪止め、ピン止め、ゴムは飾りのないもの、色は黒・紺・茶とする。

【その他】

- ・爪は短く切って清潔に保つ。磨いたり、マニキュアを塗ったりしない。
- ・カラーコンタクトやまつげエクステンションなどはしない。
- ・二重のりを含め化粧はせず、ピアスなどの装飾品は身につけない。（ピアス穴をあけることもしない）
- ・眉毛を抜いたりそったりして、不自然な形にしない。
- ・香水等を使用しない。

⑨ 携帯電話やスマートフォンなどについて

- ・原則として持ち込まない。

※事情により持ち込みを希望する場合には、希望理由を学年主任及び担任と確認の上、許可申請書を作成する。管理職の許可を得た後、登下校時の利用を認める。在校時は校務センターに預ける。

◎ 自転車及びバス通学について

① 自転車通学について・・・許可制

- 自転車通学の許可を受けたい生徒は、学級担任を通じて許可願を提出する。
 - ・学校―自宅間の距離に関係なく、誰でも自転車通学は可。
 - 自転車許可願を受けた生徒は、学校から自転車ナンバーステッカー(有償)の交付を受けて、担任の指示に従って自転車後部泥よけ(フェンダー)に取り付ける。
 - 使用できる自転車のタイプは、次のとおりです。
 - ・普通型ハンドルのもの(ドロップ型は不可)。
 - ・荷台、前かごの付いているもの。
 - ・両足スタンドのもの。
 - ・ベル、ブレーキ、ライト、鍵などが正常に装備され、作動すること。
 - ・その他、不良改造されていないもの。
 - 自転車通学者は、学校で配付するヘルメット(無償)および反射たすき(有償)を着用すること。
 - 自転車通学者は、雨天時、雨合羽・レインコート(白糸・反射材付き)を着用すること。
 - 自転車通学者は、通学の際、交通安全に十分留意し、交通マナーを遵守すること。
 - リュックタイプは背負う。スクールバッグ等は、安全上、荷物が重い場合には、原則後ろの荷台に荷ひもで固定する。
- ※自転車通学者のうち、以上の条件が満たされなくなった場合、許可を取り消すこともある。

【その他】

○自転車は、必ず施錠する。鍵の紛失が多いので、鍵の取り扱い・管理には十分注意する。

※必ずスペアキー(自宅保管用)の用意をお願いします。

○自転車の防犯登録や保険加入することを推奨する。

② バス通学について

○バス通学の対象者は、つくば市教育局学務課が指定した地域に住む者である。

○後期課程に進級すると、バス停は以下の場所だけとなる。

- ・旧筑波小方面 〈筑波山神社前ロータリー〉(朝のみ)、〈群道橋〉(後期課程下校のみ)
- ・旧菅間小方面 〈洞下下宿児童館〉〈八幡神社前〉〈上菅間墓地前空き地〉
- ・旧作岡小方面 〈山田うどん前〉〈JAつくば市筑波西支店〉〈作岡小〉〈宮島宅建付近〉
 〈南作谷公民館前〉〈つくば設計付近〉〈上野石材元資材置き場〉〈入会団地入口〉
 〈新白水団地〉

③ 遠距離通学補助金について

- ・補助の対象となる生徒は、自宅と学校間の通常の通学距離が6 km以上の生徒であること。
- ・6 km以内でも、通学環境等の理由により、やむを得ず路線バスや保護者送迎を使用したり、自転車で通学したりすることを学校長が認めた生徒であること。
- ・区域外や学区外の生徒、スクールバス通学をする生徒は除く。
- ・上筑波地区の生徒に関しては、往路、復路のどちらかのスクールバス利用の場合でも該当となる。

★ 進級前に、市や学校で購入、配付するもの

ヘルメット (つくば市から寄贈)

たすき、自転車ナンバーシール、制服用名札 (7年生の教材費で購入。)

★ 進級後に、新たに購入するもの

アルトリコーダー、アクリル絵の具

※自宅にある方は、そちらを利用されてもかまいません。

★ 小学校で使用したものを継続して使用するもの

裁縫セット、ソプラノリコーダー、習字用具セット、彫刻刀、水彩絵の具、コンパス、分度器、定規類、給食セット、歯ブラシセット など

※主な取り扱い衣料品店等（制服等）

地区	商店名	電 話	地区	商店名	電 話
北条	(株)ストウ	867-2201	沼田	飯村ファッションセンター	866-0252
北条	とり文(有)	867-0222	北条	オオクボ衣料	867-0900
小田	庄司呉服店	867-0095	上大島	鈴木洋品店	866-0851
小田	森田屋洋品店	867-0917	小田	やぐち洋品店	867-0623

※ジャージ・上履きのみ取り扱い衣料品店

地区	商店名	電 話	地区	商店名	電 話
水守	ヤマトヤ(有)	867-0311	水守	大塚洋装店	867-4049

質問やご不明な点等ございましたら、学級担任へご連絡ください。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。